

労災保険の請求の主な請求（申請）のみを記載しています。

労災保険全体については[こちらのリーフレット](#)を参照してください。

□労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出は、労災保険の手続きとは別に事業主の責任で行う必要があります。労働者に休業が4日以上必要と見込まれる業務災害（通勤災害を除く）が発生した場合は、労災の給付を受けるか否かにかかわらず、遅滞なく監督署に提出してください。（[作成はこちら](#)）

	労働災害	通勤災害	パンフレット (記載例)	提出先	請求（申請）書以外に提出の お願いしている書類	その他
	申請用紙	申請用紙			監督署へ直接提出してください	
<input type="checkbox"/> 災害発生後、はじめて <a href="#">労災指定病院</a> にかかる場合 <input type="checkbox"/> 災害発生後、はじめて労災指定薬局にかかる場合	<a href="#">5号</a>	<a href="#">16号の3</a>	<a href="#">パンフレット</a>	病院  薬局	【外国籍の場合】 <input type="checkbox"/> 在留カードの写し 【特別加入者の場合】 <input type="checkbox"/> 災害発生現認書（任意様式）	通勤災害での申請の場合、実際の通勤経路の提出が必要です。申請用紙に書ききれない場合は、別紙にて添付してください。
<input type="checkbox"/> 労災指定病院から労災指定病院へ転医する場合（通院する病院が増える場合を含む） <input type="checkbox"/> 労災指定薬局から労災指定薬局へ薬局を変更する場合（薬局が増える場合を含む）	<a href="#">6号</a>	<a href="#">16号の4</a>	<a href="#">パンフレット</a>	病院  薬局		
<input type="checkbox"/> 病院代を10割負担した場合 <input type="checkbox"/> 病院で誤って健康保険を使用した場合 <input type="checkbox"/> 後遺障害の診断書料 4,000 円を負担した場合 <input type="checkbox"/> 治療用装具を購入しその費用を請求する場合 等	<a href="#">7号(1)</a>	<a href="#">16号の5(1)</a>	<a href="#">パンフレット</a>	監督署	<input type="checkbox"/> 領収書等	医療機関、薬局の療養内容の証明はレセプトの添付でも可能です。 誤って健康保険を使用した場合は下記※を参照してください。
<input type="checkbox"/> 薬局代を10割負担した場合 <input type="checkbox"/> 薬局で誤って健康保険を使用した場合	<a href="#">7号(2)</a>	<a href="#">16号の5(2)</a>	<a href="#">パンフレット</a>	監督署	<input type="checkbox"/> 領収書等	
<input type="checkbox"/> 柔道整復師の施術を受けた場合	<a href="#">7号(3)</a>	<a href="#">16号の5(3)</a>	<a href="#">パンフレット</a>	整骨院		労災指定以外の柔道整復師の施術を受けた場合は請求書と領収書を監督署に提出してください。

□治療のために働けず、賃金がもらえないとき【初めて請求する場合】	<a href="#">8号</a>	<a href="#">16号の6</a>	<a href="#">パンフレット</a>	監督署	負傷した賃金計算期間を含めて過去4か月分の □タイムカード等勤務記録 □賃金台帳の写し 負傷日から過去2年間に賞与の支払いがある場合 □賞与の明細 【特別加入者の場合】 □療養状況証明書	期間によって支払われる賃金（月給等）がある場合は、支給期間に賃金が支払われていないことを確認するために、欠勤控除の有無と計算式を確認しています。
□治療のために働けず、賃金がもらえないとき【2回目以降の請求する場合】	<a href="#">8号</a>	<a href="#">16号の6</a>		監督署	【特別加入者の場合】 □療養状況証明書	2回目以降の請求を行う場合は、別紙1（平均賃金算定内訳）の提出は必要ありません。
□症状が固定した後、後遺障害が残った場合	<a href="#">10号</a>	<a href="#">16号の7</a> + <a href="#">別紙</a>	<a href="#">パンフレット</a>	監督署	<a href="#">□診断書</a>	病院で診断書代を負担した場合は7号または16号の5（1）でその費用を請求できます。（4,000円） 申請書提出後、監督署職員と面談の上、障害の状態を確認させていただきます。
□交通事故などで事故に相手があり、その相手や相手の保険会社からも補償を受ける可能性がある場合（第三者行為災害）	<a href="#">第三者行為災害発生届</a> + <a href="#">念書</a> ほか		<a href="#">パンフレット</a>	監督署	□ <a href="#">パンフレット</a> をご覧ください。	第三者行為災害に該当するかどうかについては最終的には監督署で判断いたします。

※業務災害、通勤災害に対して健康保険は使用できません。業務災害や通勤災害に健康保険を使用した場合、加入している健康保険に医療費の返還を申し出ていただき、窓口負担分の領収書と健康保険へ返還した分の領収書をあわせて監督署に提出してください。

※明らかに業務災害や通勤災害に該当することが分かっているにも関わらず、医療機関に正確な申告をせず、労災保険の対象となる診療に対して保険証を使い、故意に健康保険に請求することは刑法に抵触する可能性があります。また、医療機関等にも大変ご迷惑をおかけすることになりますので、絶対に行わないでください。